

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正案に関する御意見及び御意見に対する考え方

提出された御意見	御意見に対する考え方
簡素化に賛成である。食品安全委員会への諮問も、食経験を前提に将来的に廃止を検討されたい。	食品安全委員会でのリスク評価においては、食経験のほか、過剰摂取試験等の試験によりその摂取の安全性を含め検討いただいております。将来的な審議の必要性については、今後の審議等も踏まえ検討してまいります。
なぜ、改正の必要があるのでしょうか？ 国民、消費者と一番近いと思われる 消費者委員会 を消す、健康効果を確認することはもっとも重要と思われる 不要な改正は必要ない！ これに限らず、国民に説明もなく、憲法改悪がひどい。。 安心安全に暮らしていける日本を守る為にも、必要なことは法律で国民を守って頂きたい	御意見として承ります。

《その他御意見》

日夜、国民の食の安全のために努力されていることに、先ず以って、感謝と敬意を表します。 機能性表示食品は、エビデンスを公表していないのに、「…と言われていきます。」と、あたかも効能があるかのように、宣伝、販売しています。今回の「紅麹」事件は、製造過程で犯罪が行われた可能性も否定できませんが、実質上、「トクホ」との区別が、消費者には分かりません。段階的に機能性表示食品を①廃止②トクホに吸収③残すが何らかの形でエビデンスの公表を義務付け	御意見として承ります。
---	-------------

る。等の選択肢が考えられます。EU では紅麴を禁止している国もあるらしいので、食品行政もこれを機会に、人員、設備を拡充し、更にグローバル化すべきです。	
---	--